

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第15号	
事故等名	衝突	
発生日時	平成22年1月22日 05時30分ごろ	
発生場所	石川県七尾市能登島 <small>えのめ</small> 鰻目町沖 鰻目港第1防波堤灯台から真方位056° 0.9海里付近 (概位 北緯37° 09.7′ 東経137° 04.1′)	
事故等調査の経過	平成22年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第8<small>ちくぶ</small>竹生丸 3.4トン IK3-13704（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第五さわ丸 3.07トン IK3-13968（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	負傷 1人（甲板員B）	
損傷	<p>A 右舷船首部外板にき裂</p> <p>B 右舷中央部外板に破口</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長が1人で乗り組み、鰻目漁港北東方沖において、操業を終えて同港に帰港のため速力約12ノットで南進中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、北方に向首し、漂泊してたこ籠の揚収作業中、平成22年1月22日05時30分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>衝突後、A船はB船をえい航して帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>A船は、船首両舷に揚網機を備えていて、船長がいた操縦スタンド後方左舷側から船首方が非常に見えにくい状況だった。また、操縦スタンド船首側のマストに取り付けたサーチライト、作業灯1個及び両色灯をそれぞれ点灯していた。</p> <p>船長Aは、普段、揚網機の近くでリモコンを操作して、鰻目漁港と漁場の間を行き来していたが、事故当時は、操縦スタンド後方で風を避け、ヒーターで暖まりながら操船していた。</p> <p>B船は、マストに備えてある作業灯3個及び両色灯をそれぞれ点灯していた。</p> <p>船長Bは、衝突直前、A船の接近に気付き、リモコンを前進に操作した。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	<p>船長Aは、船首両舷の揚網機により、船首方が見えにくい状況下、サーチライト及び作業灯1個を点灯し適切な見張りができず、B船の存在に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、作業灯を点灯して揚網作業を行っていたの</p>

	で、A船が気付いて避航してくれるものと思い込んでいたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、鰯目漁港北東方沖において、A船が南進中、B船が漂泊してたこ籠漁の操業中、A船がサーチライト及び作業灯1個を点灯し、適切な見張りができず、また、B船がA船において避航してくれるものと思い込んで操業を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。